

税理士職業賠償責任保険事故事例（2021年7月1日～2022年6月30日）

P28 事例 20 相続税 の事例に関しまして

本事例は、令和2年3月相続開始の事例です。

平成30年の改正により、改正後は海外に自宅を所有している方についての小規模宅地等の特例（非同居親族）の適用は不可となりましたが、本事例は改正の経過措置（平成30年4月1日から令和2年3月31日までの相続について、改正前の要件を満たしていれば小規模宅地の特例を適用可能）を適用できる事例であり、当該税理士が経過措置の適用を見落としのため発生した事故になります。

現在は経過措置期間が終了しております。現行制度に沿わない事例を掲載し、会員の皆様の誤解を招くこととなりましたこととお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

文責：損害保険ジャパン